

第26回定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査

解説編

アンケート実施状況

実施期間： 2025年7月7日（月）～2025年8月7日（木）

対象： 2025年7月初旬の当協会法人会員7,549社および個人会員41名

実施方法： インターネットを利用し1社1回答

回答社数と回答率

(社数/比率)	監査役(会)設置会社*		監査等委員会設置会社		指名委員会等設置会社	
対象社数	6,016		1,439		94	
回答社数/回答率	2,100	34.9%	637	44.3%	34	36.2%

*監事設置法人を含む。

回答会社属性

上場区分

(社数/比率)	監査役(会)設置会社		監査等委員会設置会社		指名委員会等設置会社	
プライム市場	386	18.4%	344	54.0%	31	91.2%
スタンダード市場	305	14.5%	191	30.0%	2	5.9%
グロース市場	124	5.9%	46	7.2%	0	0.0%
その他上場	41	2.0%	14	2.2%	0	0.0%
非上場	1,244	59.2%	42	6.6%	1	2.9%

会社法区分

(社数/比率)	監査役(会)設置会社		監査等委員会設置会社		指名委員会等設置会社	
大会社	1,343	64.0%	530	83.2%	34	100.0%
大会社以外	742	35.3%	107	16.8%	0	0.0%
その他(相互会社・特殊法人等)	15	0.7%	-	-	-	-

【凡例】解説編のコメントにおける各資料編の引用について

- ・監査役(会)設置会社版は（役）
- ・監査等委員会設置会社版は（等）
- ・指名委員会等設置会社版は（指）

はじめに

日本監査役協会では、「役員等の構成の変化などに関するインターネット・アンケート」を 2003 年以降毎年継続して調査し、質問内容の見直しと改称を経て、会員のご協力により第 25 回まで実施してきた。今回の第 26 回年次調査では、例年どおり、定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化や株主総会における監査役等の実務および報酬について調査を実施した。今回より監査役等の年額報酬額についての調査にあたっては、従前よりも報酬額の区切りをより細かく設定し調査を行った。

例年大きく数値や傾向が変化するものではないが、貴重な定点観測データとして参照していただきたい。

I 監査役等の構成について

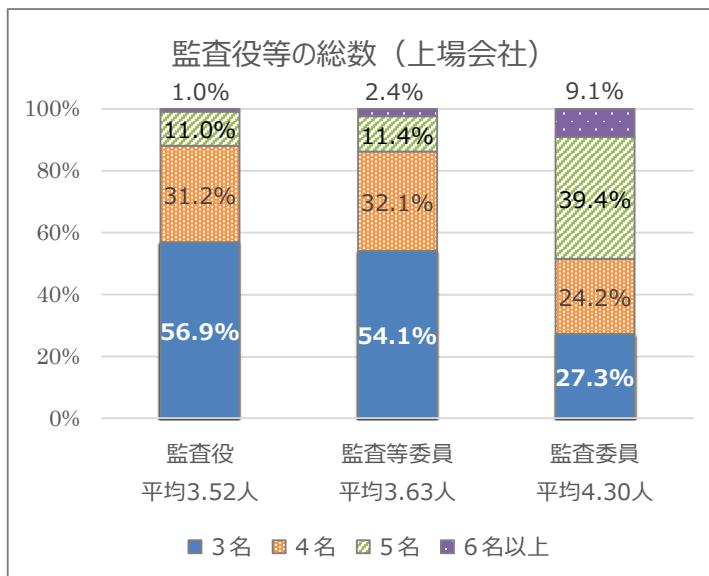
1. 監査役会等の体制

(1) 監査役等の構成

●実効性向上の視点から監査役会等の体制検討を

監査役等の監査の実効性向上を図るうえで、監査役会等の構成について検討することは不可欠の視点である¹。自社の業種・業態、経営環境や社会情勢の変化等を踏まえ、重点監査項目への対応や適切な監査計画の実施に必要と考えられる監査役会等の人数、構成、個々の監査役等のスキルや知見などを整理し、監査役等の間のみならず執行側とも認識の共有を図ることが監査の実効性向上に向けた重要なステップとなる。監査役会等の実効性評価を実施するうえでも不可欠の評価項目である。

① 監査役等の総数（上場会社）（役）問1-1、（等）問1-1-2、（指）問1-2



上場会社では、監査役及び監査等委員数3名の会社が最も多く、4名の会社と合計するとそれぞれ9割近くに達する。

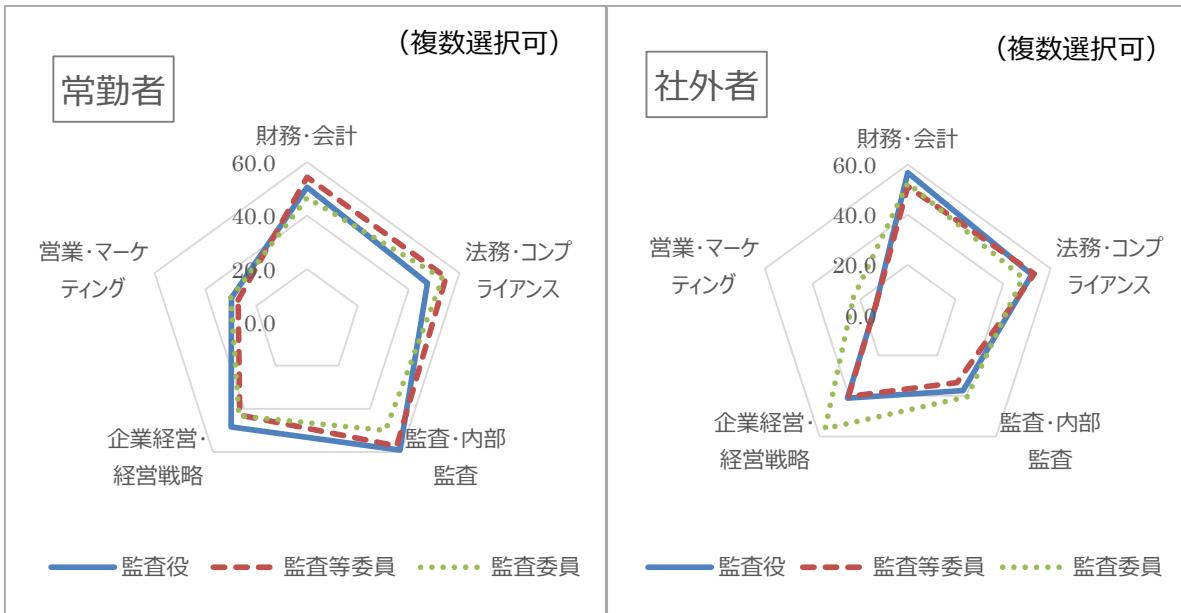
監査役(会)設置会社において、補欠監査役を選任している上場会社は 41.7% であることから（資料編問1-6-1 参照）、3名体制の会社の多くは補欠監査役を選任することで欠員に備えていると考えられる。

なお、指名委員会等設置会社では、4名以上の会社が多数となっている（合計 72.7%）。

具体的には、各資料編（役）13 頁（等）58 頁（指）99 頁を参照。

¹ 日本監査役協会ケース・スタディ委員会「『監査役会等の実効性評価』の実施と開示の状況」2024 年 11 月 12 日参照。

② 常勤/社外の監査役等が有する知見(スキル) (上場会社)



(合計人数に占める比率)	監査役 問1-4		監査等委員 問1-4		監査委員 問1-5	
	常勤者	社外者	常勤者	社外者	常勤者	社外者
財務・会計	50.6	56.8	54.4	51.3	46.7	52.6
法務・コンプライアンス	47.4	52.1	54.7	53.1	53.3	48.2
監査・内部監査	56.5	37.4	57.2	33.4	50.0	40.4
企業経営・経営戦略	48.4	41.1	42.9	40.3	43.3	56.1
営業・マーケティング	29.7	13.4	27.1	13.4	30.0	22.8
合計人数	1,170	2,095	645	1,649	30	114

*上記以外の知見は各資料編を参照。

- ・監査役及び監査等委員の常勤者では、「監査・内部監査に関する知見」が最多となっている。
- ・社外監査役等で「財務・会計に関する知見」が高い傾向にあるのは、CG コード原則 4-11 で「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」と要請されていることを踏まえたものと考えられる。
- ・具体的には、各資料編(役)19 頁(等)62 頁(指)106 頁を参照。

●常勤者の設置

監査役会においては常勤者の設置が法定されている。一方で、監査等委員会及び監査委員会においては常勤者の設置は任意とされているが、事業報告において常勤者の有無及びその理由を開示することが求められている²。このことは、委員会型の会社においても、常勤者の設置に対する要請がありうることや、常勤者を設置しない場合にどのような体制で監査の実効性を上げていくのかという点について説明が求められることを唆している。

常勤者がいることで日常的な情報収集や執行側との意見交換、機動的な往査の実施といった実効性のある監査に資する活動がより行いやすくなると考えられる。監査等委員会においても98%が常勤者を設置しており、各社とも常勤者の有用性を踏まえた体制をとっていることがうかがえる。

③ 常勤者および社外者の平均人数と構成比（上場会社）

(平均人数/監査役等全体 に占める比率)	監査役 問1-1①		監査等委員 問1-1-2①		監査委員 問1-2③	
常勤者	1.37	38.9%	1.09	30.0%	0.91	21.2%
常勤者がいる会社の割合	100.0%		97.6%		69.7%	
社外者	2.45	69.6%	2.78	76.6%	3.45	80.2%

- 常勤の監査役等がいる会社の割合は、監査役(会)設置会社の全体で98.2%、上場会社では100.0%となっている。監査等委員会設置会社の全体でも97.6%（前年94.9%）とほぼすべての会社で常勤の監査等委員が設置されている。指名委員会等設置会社の全体では70.6%（前年75.7%）となっており、常勤の選定が義務付けられていない委員会型の会社においても大多数の会社では常勤者が選定されている³。
- 委員会型の会社において常勤の監査役等がいる会社の割合は、監査等委員会設置会社では2024年から全体で2.7ポイント、上場会社では3.1ポイント増加した。他方、指名委員会等設置会社では2024年から全体で5.1ポイント減少している。監査等委員会設置会社と同様に積極的な常勤者の設置が望まれる。
- 具体的には、各資料編（役）13頁（等）58頁（指）98頁を参照。

² 会社法施行規則第121条第10号イ・ロ

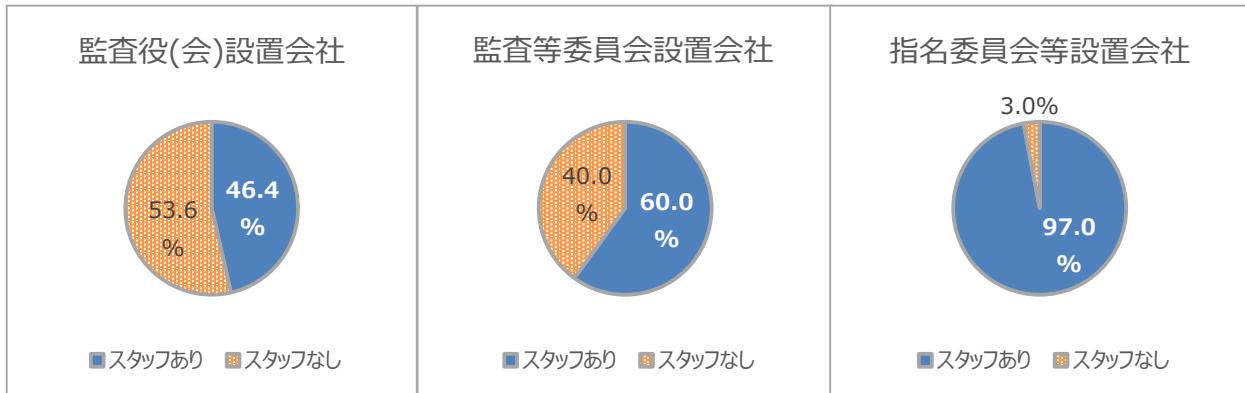
³ 東京証券取引所のデータ（「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2025」（データ編）53頁）とは数値が異なる

(2) 監査役等スタッフ（補助使用人）の設置状況

●監査体制の充実に向けて

減少傾向にあった監査役（会）設置会社においてもスタッフのいる会社が増加した。各社のリソースや環境に応じた対応が必要となるが、監査役会等の実効性向上のためには**監査役スタッフの存在は重要**である。指名委員会等設置会社ではスタッフの平均人数が増加しており、監査役、監査等委員会においてもスタッフを必要と判断する場合には、**設置を積極的に要請**することも求められる。

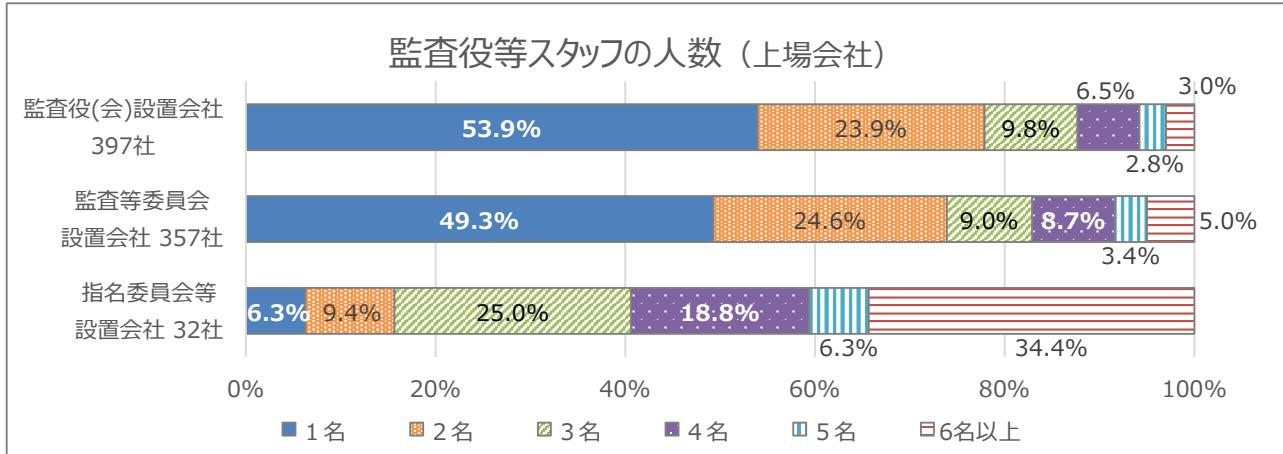
① 監査役等スタッフの設置の有無（上場会社）（役）問 2-1、（等）問 2-1、（指）問 2-1①



※兼任スタッフを含む

- 監査役会設置会社の上場会社ではスタッフのいる会社が2020年以降減少傾向にあったが、今回わずかながら増加（前年比2.1ポイント増）した。監査等委員会設置会社の上場会社では引き続き増加傾向（前年比0.3ポイント増）にあり、今回60.0%となった。
- なお、監査役（会）設置会社の非上場会社では、スタッフがいる会社は33.3%（前年比0.3ポイント増）である。
- 具体的には、各資料編（役）28頁（等）67頁（指）110頁を参照。

② 監査役等スタッフの人数別社数（上場会社）（役）問2-2③、（等）問2-2③、（指）問2-1③



- 監査役（会）設置会社では、スタッフが1名から2名までの会社が77.8%（前年79.7%）、監査等委員会設置会社では73.9%（前年74.9%）である。
- 指名委員会等設置会社では、6名以上の会社は34.4%（前年24.2%）となっている。
- 具体的には、各資料編（役）28頁（等）67頁（指）110頁を参照。

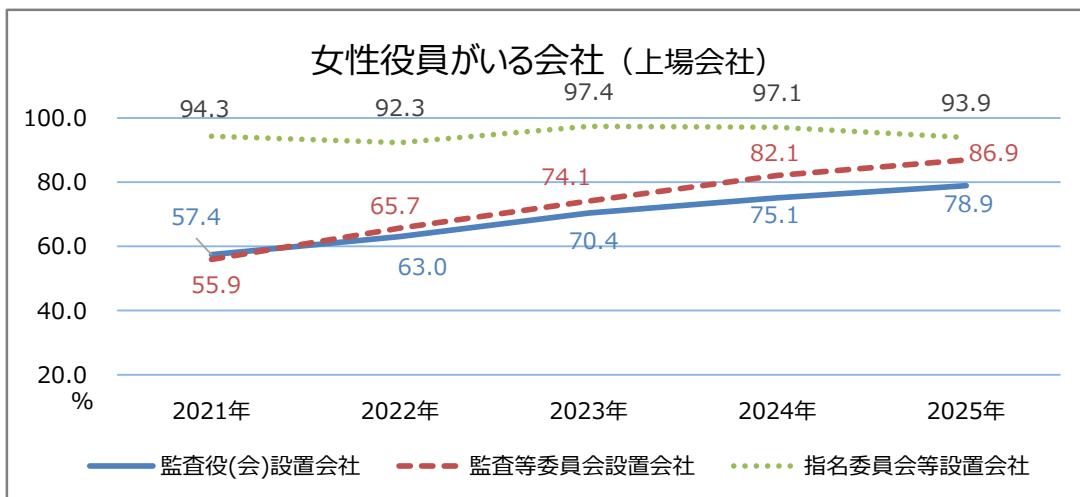
2. 取締役会等の体制

(1) 女性役員の人数

●社内人材の登用・育成が必要

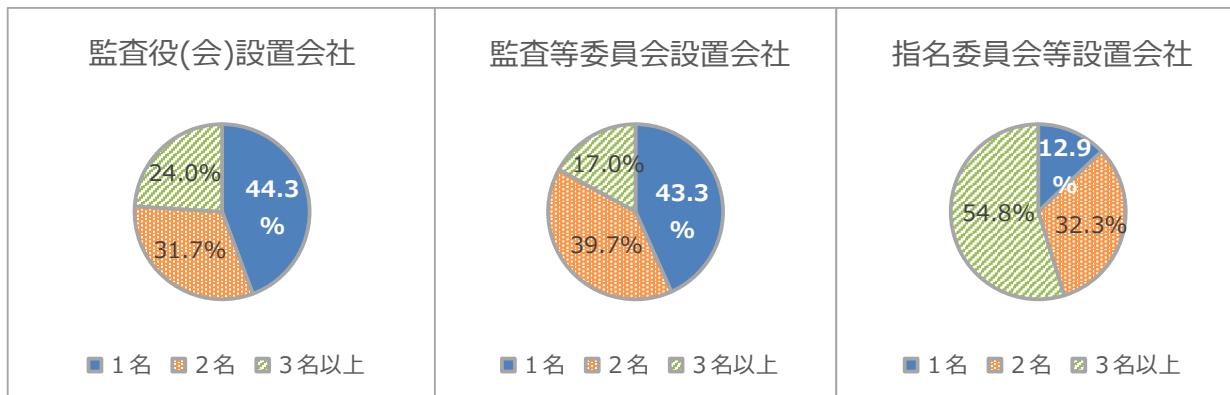
2021年の改訂CGコード補充原則2-4①において、中核人材の登用等における多様性の確保について規定されて以降、女性役員については確実に増加傾向が続いている。特にプライム市場上場会社には、2025年を目途に女性役員を1名以上選任するよう努めること、また2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指すことが規定された（有価証券上場規程第445条の7及び別添2）。現状は社外者としての登用が中心となっているため、今後は社内者の育成、登用が課題といえよう。

① 女性役員の有無（上場会社）（役）問1-1-1①、（等）問1-1-1①、（指）問1-2①



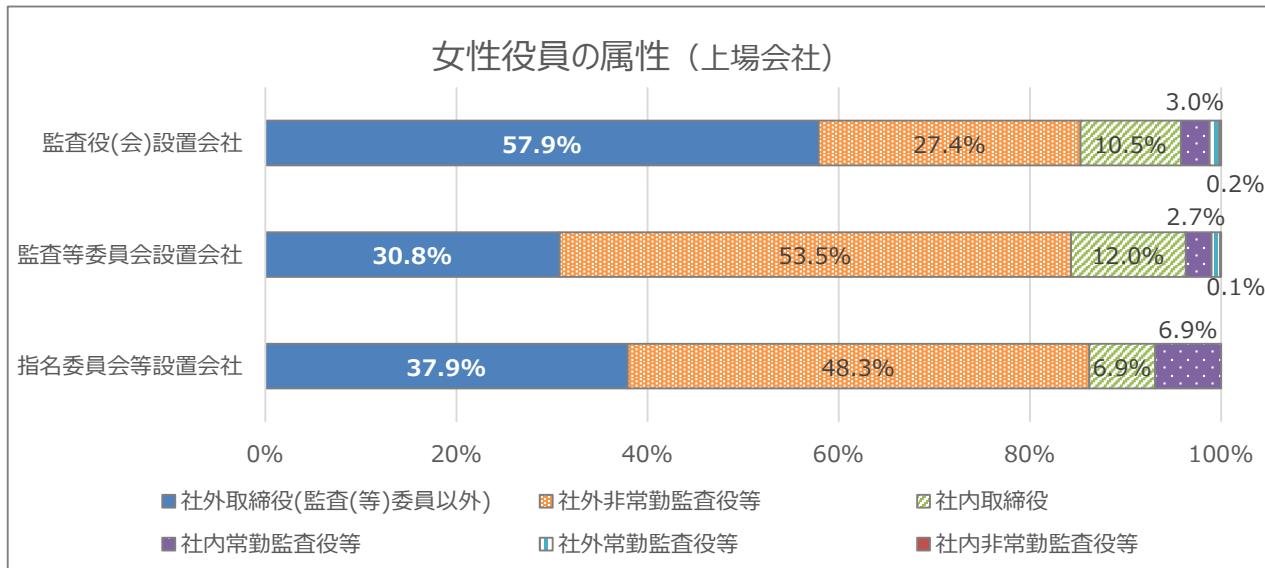
- 女性の役員（取締役および監査役）がいる会社は、監査役(会)設置会社では前回から3.8ポイント増加、監査等委員会設置会社では4.8ポイント増加している。
- 具体的には、各資料編（役）24頁（等）63頁（指）102頁を参照。

② 女性役員の人数（上場会社）（役）問1-1-1②、（等）問1-1-1②、（指）問1-2②



- 女性の役員がいる監査役(会)設置会社及び監査等委員会設置会社では、女性の役員が1名の会社が最も多いものの、その割合は減少しており、女性役員の人数は増加傾向にある。
- 具体的には、各資料編（役）24頁（等）63頁（指）102頁を参照。

③ 女性役員の属性（上場会社）（役）問1-1-1③、（等）問1-1-1③、（指）問1-2④



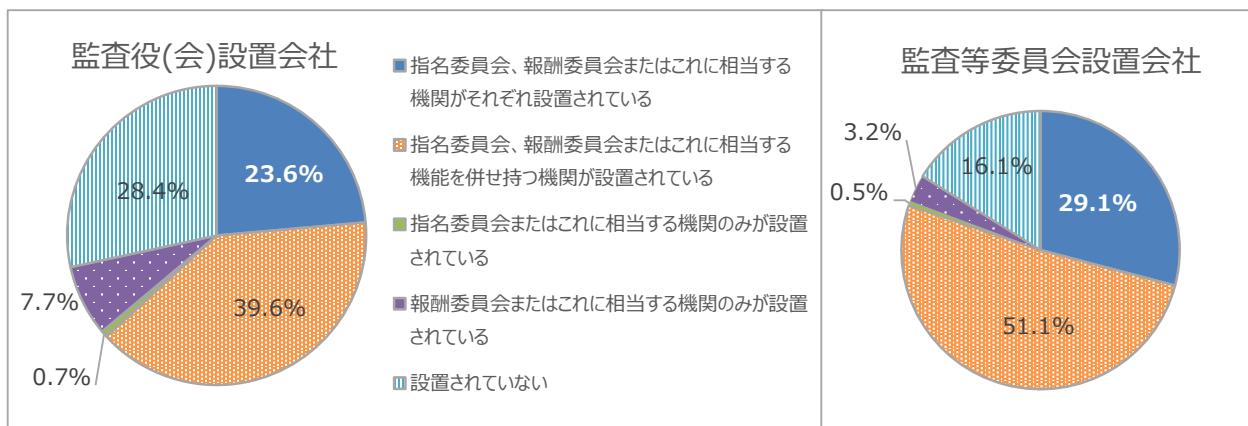
- すべての機関設計において、社外者の登用が8割に達している。
- 具体的には、各資料編(役)25頁(等)63頁(指)102頁を参照。

3. 指名委員会・報酬委員会またはこれに相当する機関の設置

●監査役等の権限との整理が必須

CGコードの影響もあり、指名委員会・報酬委員会を設置する上場会社は増加傾向にある。当該機関において、監査役等の選任や報酬についても検討対象となっている場合には、**監査役等の権限に照らして適切な運用がされるよう留意**する必要がある。特に、監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が有する意見陳述権の的確な行使のためにも、任意の委員会での検討状況に留意し、適切な連携がなされる必要がある。

① 指名委員会・報酬委員会の設置状況（上場会社）（役）問3-1①、（等）問3-1①

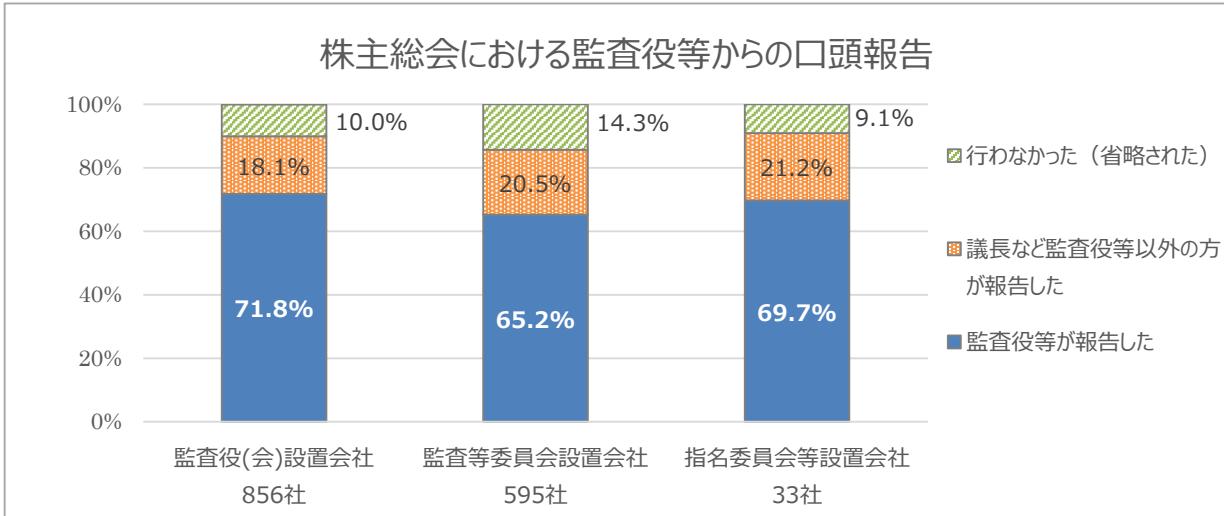


- 最も多いのは「指名・報酬委員会を併せ持つ機関が設置されている」会社であり、監査役(会)設置会社では2020年から12.5ポイント増加、監査等委員会設置会社では20.5ポイント増加した。

- ・いざれも設置されていない会社は、監査役(会)設置会社は2020年から20.2ポイント減少、監査等委員会設置会社は30.0ポイント減少した。2021年6月のCGコード改訂以降、指名委員会・報酬委員会の設置が実務として定着してきたと考えられる。
- ・特にプライム市場上場会社の場合、「指名・報酬委員会を併せ持つ機関が設置されている」会社は、監査役(会)設置会社では51.8%(前年47.7%)、監査等委員会設置会社では59.9%(前年60.1%)となっている。
- ・具体的には、各資料編(役)20頁(等)14頁を参照。

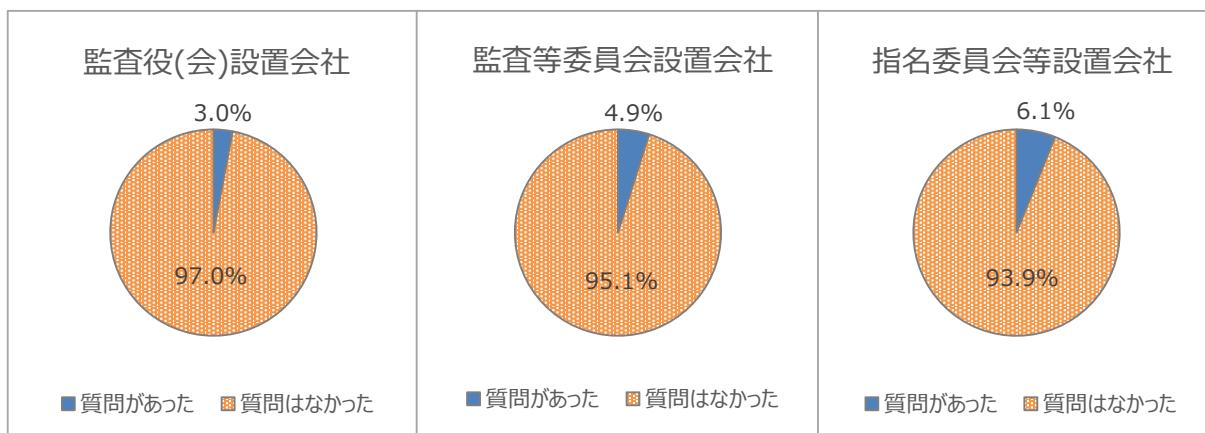
II 定時株主総会に係る監査役関連の実務について

1. 株主総会における監査役等からの口頭報告 (上場会社) (役)問 7-1、(等)問 7-1、(指)問 4-1



- ・監査役等が口頭報告を行った上場会社は、2021年調査では監査役(会)設置会社63.3%、監査等委員会設置会社58.9%であったが、現在は増加している。
- ・具体的には、各資料編(役)35頁(等)74頁(指)112頁を参照。

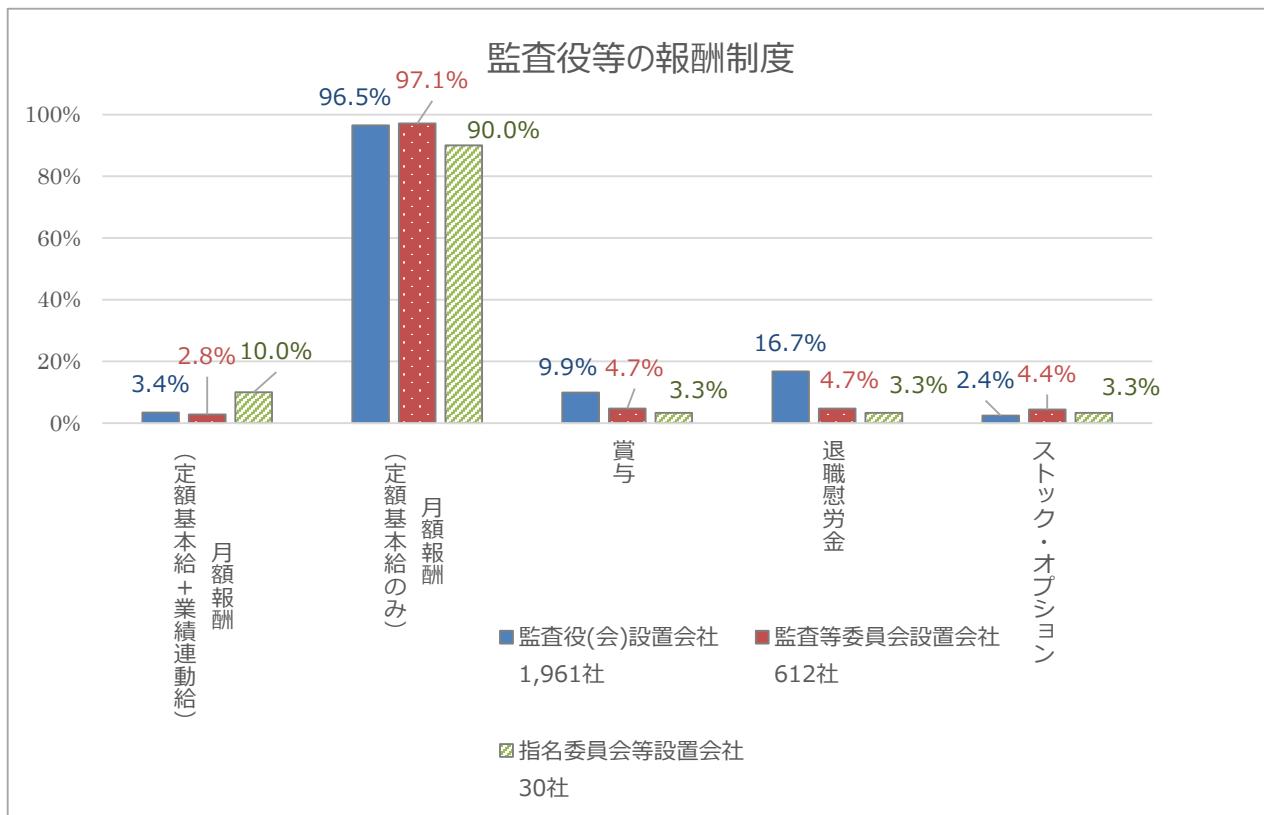
2. 株主総会における監査役等に関連した質問の有無 (上場会社) (役)問 7-2、(等)問 7-2、(指)問 4-2



- ・株主総会における監査役等に関連した質問内容としては、監査役(会)設置会社では「企業集団の監査、子会社の調査について」が15.4%、監査等委員会設置会社では「監査体制について」が13.8%と最も多かった。
- ・具体的には、各資料編(役)35頁(等)74頁(指)112頁を参照。
- ・各種質問内容については、各資料編(役)36頁(等)75頁(指)113頁を参照。

III 監査役等の報酬について

① 監査役等の報酬制度（全体）（役）問 9-1、（等）問 9-1、（指）問 6-1



- ・月額報酬のみの会社が大多数で毎年変化はない。また、業績運動給のある会社はいずれの機関設計でも数パーセントである。監査役等の職務は業績と直接連動がないと認識されていることが理由と考えられる。
- ・賞与の支給制度がある会社はいずれの機関設計でも少数であるが、そのうち実際に支給されている会社は 8 割以上である。
- ・グロース市場上場会社において、監査役(会)設置会社では、社内常勤及び社外常勤の年額報酬価格帯が上昇した。
- ・具体的には、各資料編(役)41 頁(等)81 頁(指)117 頁を参照。
- ・監査役等の年額報酬額については、各資料編(役)42 頁以下(等)82 頁以下(指)118 頁以下を参照。

以 上